

木津川市公告第90号

第2次木津川市男女共同参画後期計画策定業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和6年5月31日

木津川市長 谷口 雄一

記

1 業務概要

- (1) 委託業務名 第2次木津川市男女共同参画後期計画策定業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 委託内容 別紙「第2次木津川市男女共同参画後期計画策定業務仕様書」のとおり

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 木津川市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (4) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。
- (8) 過去5年間（平成31年度～令和5年度）において、男女共同参画計画の策定業務の委託実績を有していること、または木津川市男女共同参画計画の策定関連業務の受託実績を有していること。

- (9) 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム・I S M S (IS027001) 又はプライバシーマーク制度認証 (JISQ15001) の認証を受けている者であること。
- (10) 男女共同参画の関連法令について高い見識を有していること。
- (11) 京都府内又は近畿圏内に本社又は支店等を有する者であること。
- (12) 受託前後を問わず、木津川市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (13) 木津川市役所において行う打合せ等に出席できること。
- (14) 電子メールでの情報の交換ができること。

3 手続等

(1) 担当課

木津川市 市民環境部人権推進課 男女共同参画係

〒619-0223

京都府木津川市相楽台4丁目3番地 (女性センター)

T E L : 0774-72-7719

F A X : 0774-72-1399

E-mail: josei@city.kizugawa.lg.jp

URL <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

(2) 関係資料の配付期間等

① 資料名

- 第2次木津川市男女共同参画後期計画策定業務委託事業者選定に係るプロポーザル募集要項 (以下「募集要項」という。)
- 「第2次木津川市男女共同参画後期計画策定業務仕様書」 (以下「仕様書」という。)

② 配付期間

- 令和6年5月31日 (金) ~令和6年6月18日 (火)

③ 配付方法

- 木津川市ホームページトップページ“事業者向け”バナー内「プロポーザル」の「公募型プロポーザルの実施について (人権推進課)」内「第2次木津川市男女共同参画後期計画策定業務公募型プロポーザルの実施について」からダウンロードすること。(無償)

(3) 参加申請書の提出

- 提出期限 令和6年6月18日 (火) 午後5時【必着】
- 提出先 木津川市女性センター (人権推進課男女共同参画係)
- 提出方法 持参又は郵送 (必着)
郵送での提出の場合は、簡易書留等記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

(4) 事務取扱時間等

午前9時から午後5時までとする。(月曜祝祭日を除く)

4 その他

詳細は「募集要項」及び「仕様書」による。